

# 東京電力ホールディングス株式会社

## 福島第二原子力発電所原子炉施設

### 保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2205117号  
令和4年5月11日  
原子力規制庁

#### I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和4年1月14日付け原管発官R3第201号をもって、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

#### II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

##### 1. 組織体制の見直しに伴う変更

核物質防護部門強化のため、組織体制を見直すことに伴い、発電所組織を変更することから、関連条文を変更する。

#### III. 審査の内容

##### III-1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の

設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- ① 保安規定に定める保安に関する組織及び職務等が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していること
- ② 保安規定に定める保全区域及び周辺監視区域が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること

### Ⅲ－２．原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第１３１１２７１５号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第９２条第３項各号を表している。

#### （１）第４号（廃止措置を行う者の職務及び組織）

第４号について、保安規定審査基準は、本店等及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、組織変更に伴い設置された各組織が保安に関する組織として位置付けられるとともに、従前の組織が行っていた保安に関する職務が整理され、組織変更に伴い設置された各組織が行う保安に関する職務の内容として定められていることを確認したことから、第４号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

#### （２）第８号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第８号について、保安規定審査基準は、保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が組織変更に伴い保全区域及び周辺監視区域に係る措置を講じる者を変更するものであり、保全区域及び周辺監視区域に係る措置の内容に変更はないことを確認したことから、第８号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。